

○鎌倉市自主防災活動育成費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の自主防災組織が行う活動の育成及び防災資機材等の設置等に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、以下のとおり用語の定義を定める。

- (1) 「自主防災組織」とは、市内の町内会又は自治会その他これに準ずる団体がその地域の防災対策確立のために自主的に設けた組織で、その運営又は構成に係る規約等を有するものをいう。
- (2) 「連合組織」とは、2以上の自主防災組織が連携して活動する組織をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業及び経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 自主防災組織が行う別表第1に掲げる事業
- (2) 連合組織が行う別表第2に掲げる事業
- (3) 自主防災組織で活動する市民が防災士資格を取得した際に要した別表第3に掲げる経費

2 前項第3号の経費は、原則として当該年度の1月末までに特定非営利活動法人日本防災士機構(以下「日本防災士機構」という。)への防災士認証登録申請を行ったものを対象とする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自主防災組織
- (2) 連合組織(前条第1項第2号の事業のみ)

(補助金額)

第5条 補助金の額は、第3条第1項第1号及び第2号の事業に要する経費にあつては1/2以内を、同項第3号の経費にあつては1/3以内を予算の範囲内において補助するものとする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の限度額)

第6条 第3条第1項第1号及び第2号の事業に要する経費における同一自主防災組織又は同一連合組織に対する1会計年度における補助金の額は、1,000,000円を限度とする。

2 第3条第1項第3号の経費における同一自主防災組織に対する1会計年度における補助金の額

は、20,000円を限度とする。

(補助金の交付時期)

第7条 補助金の交付時期は、第3条第1項第1号及び第2号の事業に要する経費にあつては補助対象事業の終了後とし、同項第3号の経費にあつては防災士資格取得後とする。

(補助金の交付申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織又は連合組織の代表者（以下「申請者」という。）は、第3条第1項第1号及び第2号の事業にあつては自主防災活動育成費補助金交付申請書（第1号様式又は第2号様式）に、同項第3号の経費にあつては自主防災活動育成費補助金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 自主防災組織（第3条第1項第1号）

- ア 補助対象事業に係る見積書の写し
- イ 自主防災組織規約及び編成表
- ウ 申請日現在の防災資機材等保管場所一覧表
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 連合組織（第3条第1項第2号）

- ア 予算書等（事務費で見積書の写しが添付できないとき）
- イ 理由書（避難所運営マニュアル等）
- ウ 申請日現在の防災資機材等保管場所一覧表（防災資機材等設置のみ）
- エ その他市長が必要と認める書類

(3) 自主防災組織（第3条第1項第3号）

- ア 日本防災士機構が発行する防災士証の写し
- イ 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- ウ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定して、自主防災活動育成費補助金交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の終了後、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の規定により自主防災活動育成費補助金交付申請書（第3号様式）で交付申請を行った

補助事業者は、第2号及び第3号に掲げる書類は提出不要とする。

- (1) 請求書
- (2) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (3) 申請日現在の防災資機材等保管場所一覧表（防災資機材等の設置のみ）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（管理義務等）

第10条 補助事業者は、この要綱による補助金の交付を受けて所有した防災資機材等の管理、使用、訓練等の方法については、別に定めるところにより行わなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する防災資機材等について別に定める場合を除き、動産にあつては5年間、不動産にあつては25年間処分をしてはならない。

（補助金の交付決定取消し又は返還）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付の申請について不正の行為があつたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前条に規定する管理義務等に違反したとき。

（その他の事項）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月告示第23号）に定めるところによる。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年7月24日から施行する。